

京都市風致地区条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第182号

京都市風致地区条例施行規則の一部を改正する規則

京都市風致地区条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条第5号を次のように改める。

(5) 財団法人京都市都市整備公社

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部風致保全課)